

各都道府県行政改革担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市行政改革担当課 } 御中

内閣官房行政改革推進本部事務局

法令の規定に基づく立入検査等に係る身分証明書の統合について

国の法令に基づく立入検査等（職員が立ち入って検査・調査等を行うものをいう。以下同じ。）の際に、地方公共団体職員が携帯する身分証明書については、立入検査の根拠規定ごとに異なる様式が定められている場合が多いことから、一人の職員が数十枚所持する場合があります。発行事務の負担が大きく、迅速な検査の妨げになる恐れもあることから、関係府省において統合について検討してきました。

その結果、別添1の第一欄記載の省令等が本日公布、施行され、別添1の第三欄記載の省令等で定める様式の身分証明書について、統合様式を用いて1枚の身分証明書にまとめることができるようになりました。本日付で、法令・省令等を所管する府省から別添3記載の施行通知等が地方公共団体担当部局あてに発出されておりますが、今回の取組は府省横断的な取組であることや、施行通知等を発出しない府省もあることから、全体調整を行った当事務局から、下記のとおり、趣旨等を重ねてお知らせいたします。

なお、各都道府県市区町村担当課におかれましては、当文書を貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く）行政改革担当課へ送付していただきますようお願いいたします。（また、別添3記載の施行通知等のうち、各府省から地方公共団体担当部局長あて未送付のものについては、各都道府県及び各市町村の行政改革担当課から事務を所管する部局へ転送をお願いいたします。）

記

1 趣旨

地方公共団体からの提案を受け、令和3年3月16日付けで環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）等が公布され、環境省所管法令（他府省との共管法令を含む。以下同じ。）に基づく地方公共団体職員が用いる立入検査等に係る全ての身分証明書を統合できる統合様式を定めました。

今般、環境省以外の関係行政機関の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する身分証明書についても、統合対象とすべきものがないか地方公共団体から意見を募ったところ、多くの提案があったことから、他府省の所管法令等に基づく身分証明書についても、環境省所管法令により定めた統合様式を用いることがで

きることにしました。(別添1のとおり)

さらに、法令に規定する立入検査等に係る身分証明書について現行の省令等において様式の定めのないもの(別添2参照)及び地方公共団体の条例に基づく立入検査等に係る身分証明書についても、各地方公共団体の条例又は内規等においてこれらの身分証明書の様式について特段の制約を定めていない限りにおいて、統合様式を用いて身分証明書を作成しても差し支えありません。

2 統合様式の記載内容等

- ・統合様式中第1面には、発行された身分証明書を識別するための発行番号並びに立入検査等をする権限を有する職員の職名、氏名及び生年月日を記載し、当該職員の顔写真を貼付するとともに、身分証明書の交付日及び有効期限を記載し、発行者が押印するものとします。
- ・有効期限については、各地方公共団体において設定するものとします。
- ・統合様式中第2面の「法令の条項」の欄には、立入検査等の根拠となる法律の条項及び立入検査等の根拠となる条例の条項のうち統合の対象とするものを選択して記載することとします。「該当の有無」の欄については、「法令の条項」の欄に記載のある各条項について、身分証明書の発行を受ける職員が立入検査等の職権を有するものには「○」を、有しないものには「-」を記載することとします(当該地方公共団体又は各部局等が所管する全ての法令の条項を列記した上で職員ごとに権限の有無を示す「○」又は「-」を「該当の有無」の欄に記載するほか、当該職員が立入検査等の権限を有する法令の条項のみを列記した上で全ての「該当の有無」の欄に「○」印を記載することとしても差し支えありません。)。同一法令中に立入検査等に係る複数の条項があり、当該職員の権限がそのうちの一部の規定に基づく立入検査等に限定されている場合には、権限を有する範囲が明らかとなるよう当該法令中の対象条項を特定して記載することとします。
- ・統合様式に基づく身分証明書は用紙1枚で作成することとします。地方公共団体等ごとに列挙する法令の条項の数が大きく異なると考えられることから、用紙及び貼付する写真のサイズは各地方公共団体等において設定できるとともに、第2面については、表面に記載するほか、備考4のとおり、全部又は一部を裏面に記載することができることとします。また、身分証明書の記載は印字することとし(手書きはしないこと)、修正しないこととします。

【事務担当】

内閣官房行政改革推進本部事務局

角田、藤田、尾崎

E-mail :

kiseikaikaku_gyouseikaikaku_team.a3y@cao.go.jp